

令和 6 年 7 月 26 日

第89回世田谷区地域保健福祉審議会

午後 6 時30分開会

○会長 第89回世田谷区地域保健福祉審議会を開会する。

本日の審議は、マイクロソフトチームズを使用したオンラインでの会議と対面式を併用して開催する。

委員の出欠であるが2名の委員から欠席の連絡をいただいている。

また、飯田委員からは6月3日付で一身上の都合により退任された。

その他委員の変更があるので事務局から紹介を願う。また、本日は今年度初めての審議会なので、組織の変更、資料の確認などについても事務局から説明を願う。

○保健福祉政策課長 お忙しいところ、世田谷区地域保健福祉審議会へ出席いただき感謝する。

本日の審議会もオンラインと対面式の併用開催とする。今回よりマイクロソフトチームズを使用したウェブ会議となっている。ウェブで出席している委員の皆様には発言方法について案内する。マイクはミュートに設定し、発言の際には画面上の挙手ボタンを押し、会長の指名を受けたらミュートを解除し、名前を言った後、発言願う。発言が終わったら再度ミュート設定を願う。また、各自での会議の録音、録画は遠慮願いたい。

なお、区民傍聴、区側出席者も一部オンライン参加である。区民傍聴及び区側出席者はマイクをミュートにし、カメラもオフにしてもらいたい。

まず、委員の交代があるので説明する。

(委員の紹介、挨拶)

○保健福祉政策課長 続いて、人事異動により出席する区職員に変更があった。

(幹部職員の紹介及び組織改正説明、省略)

○保健福祉政策課長 それでは、本日の資料を確認する。

(資料確認、省略)

○会長 議事に入る。本日は報告案件が3件ある。

報告(1)世田谷区子ども条例の一部改正に関する検討状況について、事務局から説明願う。

(子ども・若者支援課長 資料1 世田谷区子ども条例の一部改正に関する検討状況について説明、省略)

○会長 ただいまの報告について質問、意見等はあるか。

○委員 条例改正に一部関わっているので、今、子ども・若者支援課長が丁寧に説明され

たが少しだけ補足させていただきたい。今、子どもの権利条例を持つ市区町村の自治体は全国で69自治体となっている。世田谷区は23区で初めて子ども条例を制定した。最近、子ども基本法が制定されたので、新たに条例を策定する自治体は増えているが、大幅に改正しようとしている自治体は、世田谷区が初めてではないかと思う。子どもの権利条約は54条あり、子どもにとって当たり前保障されるもので、生活の中で経験できるものにしていこうということで、世田谷区はこれまで子ども施策を子ども主体とか子どもの権利を大切にしながら取り組んできた。それをさらに徹底させようと改正を今進めている。やはり、単なる絵に描いた餅とか理念条例ではなくて、現場で活用できる条例にしていこうということで、子ども・若者と一緒につくり上げたり、子どもの権利カタログを分かりやすく示したり、あるいは子ども・若者政策と連動させたり、あとは新たな評価検証機関を設けることで進めている。世田谷区の新しい改正条例を基に、さらに子ども・若者政策を推進していく起爆剤になればいいと思っている。

○子ども・若者支援課長 委員には子ども・子育て会議の会長も担っていただいております、素案づくりに本当に御尽力いただいた。いろいろな学識経験者の意見をもらいながら、中学1年生から高校3年生まで15人のメンバーが集まって、その方々を大学生がコーディネートしながら取り組んだ。全4回で目標と権利カタログと前文をやったが、大人目線ではなかなか思いつかないような言葉が出てきたり、コーディネートも会を進めるごとにどんどんよくなり、それを全て会長はじめ委員の皆さんに温かく見守っていただきながら、大事なところは子会議のメンバー指導の下、今回取組が進んできた。

○委員 世田谷児童相談所の措置部会に関わっていて、児童相談所が子どもの権利擁護に真摯に向き合っているのをいろいろな事例検討を通して実感している。特に子どもの意見表明に関してせたホッと連携しているが、児童相談所の中に意見箱みたいなものがあった、そこに声が入っていた。意見を入れた子どものプライバシーを非常に的確に保護しながら、かつ、その声に真摯に向き合う経過を見せていただいた。子どもの権利擁護はいろいろな自治体が世田谷を注目しているが、今までつくってきた条例を理念に終わらせるのではなく、現場にどう浸透させていくかを見相、児センを見ているととても実感させられ、さらに今後どう進展していくのかとても期待している。これは私個人だけではなく、本当に全国の方が注目していると思うので、よろしく願います。

○子ども・若者部長 今、児童相談所の話をしていただいたが、せたホッとに届くようなものとか、意見箱を置いたりという取組をしているのと、また、今年度秋口からは意見表明等

支援事業を開始する。意見表明等支援員が一時保護所や児童養護施設に出向いて、子どもたちとの関係性を築きながら意見の形成、意見表明を支援していくことも新たに取り組んでいく予定である。

○委員 この条例策定に子どもや若者が大学生のコーディネートで参画されたとのこと、本当に素晴らしい取組だと思った。その際に、子どもも多様な環境に置かれているかと思うが、どのように選定されたのか伺いたい。

○子ども・若者支援課長 中学生から高校生までは公募で15人ほど集まった。もう一つ、子ども・青少年協議会という若者のいろいろな施策を検討している会議体の若者委員5人が全員大学生で、コーディネーターとして来ていただいた。

○委員 2ページの2つ目のひし形に改正に至った背景として、「子どもの権利が行使できなかつたり、保障されなかつたりする現状が明らかになった」ことがきっかけみたいところがあるが、新しい改正の条文の文言や新たに設置する権利委員会の仕組みでそれらの課題は解決できそうなのかどうか。具体的な権利が侵害されている、保障されていない事例が分からない、イメージが湧かないので、例えば子どもが侵害されていることを表明する場所があるのか、そのようなことが担保されているのかどうか教えてほしい。

○子ども・若者支援課長 「子どもの権利が行使できなかつたり、保障されなかつたりする現状が明らかになった」、なぜこのような表記になっているかであるが、去年は小中学生のアンケート調査やいろいろなヒアリングをやったり、今回は条例の検討プロジェクトという声の聞き方もしたが、昨年度はそれ以外にも、ここだけの話にするとグランドルールを決めた小学生から高校生まで集めた子ども・青少年会議では、本当に子どもたちの生の声がたくさん出た。そういった中で、例えばアンケートの結果でいくと、小学生の高学年について、毎日勉強する子どもの1割ぐらいが、学校以外で5時間以上やっているとか、3時間以上も少し高い割合であったり、いろいろな権利がきちんと行使されているかどうかアンケートを取って分析する中で、今の子どもたちの現状が明らかになったのが背景になっている。

それを踏まえて、今後どうやって子どもたちに対して意見を聞いて、意見形成して、フィードバックしていくか、その流れもしっかりやっていかなければいけないと思っている。現状、子ども・子育て会議であるとか、ホームページに子ども・若者の声ポストという形で、今回の条例で何か聞きたいこととか、こういった会議体に来られない子どもたちが声を出せるように環境を整えたり、まだ取組が十分ではないところもあるかもしれない

が、なるべく現場の子どもたちの声を聞きながら、いろいろな声を反映できるような政策に取り組んでいる。その意気込みをこの条例に載せて、令和7年度から子ども中心、子ども主体の世の中、当たり前前の権利が守られている世の中にしたいんだという条例にしたいという思いを込めた内容になっている。

○委員 世田谷区に身を置いて生活している子どもや若者の他自治体とは少し異なる特徴として、権利侵害とか不適切な養育の中でも、特に子どもの意に反して過度に勉強させられるとか、過度に習い事に行くなどして、結果として、遊ぶための居場所ではなくて、実は時間がなくて居場所に行けないみたいな形で、遊びの権利が保障されていない子どもたちが数多くいる実態が明らかになった。それらも含めて子どもの権利が保障される世田谷にしていこうということで、条文の中にも虐待という言葉のみならず、子どもの権利侵害を具体的に示して、子どもの権利を保障していくことを実現していこうと条文の中にも明記することが予定されている。

○会長 報告(1)は以上とする。

報告(2)「新型コロナウイルス感染症 世田谷区の対応記録」について、事務局から説明願う。

(世田谷保健所副参事 資料2 「新型コロナウイルス感染症 世田谷区の対応記録」について説明、省略)

○会長 ただいまの説明について質問、意見はあるか。関係者の方でコメントや補足したいことがあれば挙手願いたい、いかがか。

私から、大変詳細な記録で、事前に配付してもらったのできちんと目を通さなければならぬが、ここが一番のエッセンスというところ、あるいは区として一番苦労した点を教えていただいたら皆さん少し読みやすいのではないかと思うが、いかがか。

○世田谷保健所副参事 本冊子の策定に当たって工夫したポイントについて説明する。区の出組だけでなく、国や都の出組と合わせて時系列で、この間どのように取り組んできたかを表形式にして掲載して、今後の新興感染症のときにも参考にできるように、全体の国や都の動きと区の動きをそれぞれ分かりやすく整理した。

もう1点、他自治体でも幾つかコロナの対応記録を作成しているが、区の特徴としては、例えば51ページ、経済対策とか給付金、つまり保健衛生以外の部分の区民生活の維持が、この間、話題になったり、問題になったり、取り上げられた。区民生活をどうやって維持していくかとの観点でいろいろな出組が各地でされたと思うが、区内飲食店の支援や

せたがやPayといったコロナを機に新しく取り組んだ内容を記載したり、この後のページでは給付金等の話も出てくる。直接のコロナ対応以外で区民生活の維持に何に取り組んだかは今後大変参考になると思うので、こういったこともかなり詳細に記載した。

○会長 特にないようなので、本件は以上とする。

報告(3)金銭管理問題(第7回全区版地域ケア会議)の経過報告について、事務局から説明願う。

(保健福祉政策課長 資料3 金銭管理問題(第7回全区版地域ケア会議)の経過報告について説明、省略)

(生活福祉課長 資料3 金銭管理問題(第7回全区版地域ケア会議)の経過報告について説明、省略)

○会長 質問等はあるか。

○委員 金銭管理問題の対策案2で、最後に金銭面で立替えと言っていたが、金銭管理困難の方を対象にしているので、結構厳しいグレーラインがあると思う。離脱する方もいると思うので、そこら辺は立替えの期間とかがあったら教えてもらいたい。

○生活福祉課長 実際には、成年後見人がつくまでに区長申立ての手続の中で資産を調べたりするが、場合によっては調べ切れないときもあろうかと思う。最終的に返済が難しいこともあるかもしれないが、現時点で、区の管理では肩代わりのことはできかねるので特に期間は設けていないが、基本は返済を視野に入れて考えている。

○委員 2の金銭管理問題の対策1で、2か月と期間がかかってしまうが、もう少し短縮できる方法はないのか、今その検討は入っているのかどうか。

○会長 3ページ、2の金銭管理問題の対策案1で、要は、あんしん事業手続きで2か月の間に埋めるとのことだが、そもそも期間が短縮できないのかとの質問であった。

第7回の全区版地域ケア会議の経過報告の説明があったが、別紙2の前回出された資料を御覧いただきたい。5ページに金銭管理とはどういう問題かが書いてあって、「ここでいう『金銭管理』とは、『福祉サービス・医療サービスの利用手続』、『日常的なお金の出し入れ』、『日常的な金銭や通帳の預かり』等、契約やお金の管理に係る支援」となっており、7ページに主な公的支援のメニューが出ていて、上から法定後見制度、任意後見制度、社会福祉協議会がやっている日常生活自立支援事業があり、これは金銭管理に不自由な人に対してやっていただけだが、8ページ、日常生活自立支援事業は「相談受付後、初回訪問から平均2か月程度で契約へ至る」と前回説明があった。ただいまの委員の質問

は、そもそも2か月自体が何とかならないのかということについて、いかがか。

○世田谷区社会福祉協議会事務局長 あんしん事業は、東京都社会福祉協議会が委託事業としてやっている事業で、世田谷区社協もこれを受託している形になる。3ページ、2の金銭管理問題の対策案1の図を見てもらいたい。約2か月の流れで、③が契約締結の判断能力があるかどうかを見極めるガイドラインになっている。東京都社会福祉協議会が作っている様式があり、都内では統一の様式になっている。これを③で1回目の訪問をして確認し、④の2回目の訪問でも確認して、丁寧にやっていくマニュアルになっている。それを含めると、②の初回訪問から⑥の契約まで最低でも4回訪問することになる。

そのほかにも支援計画の策定等いろいろ手続があるので、もう少し短くならないか確認したが、基本的に2か月を短くすることは難しいと考えて、うちと相談しながら、区で代わりにその部分を別の事業としてやっていく案をつくったのが検討の経過である。

○会長 社会福祉協議会とは契約できないが、その期間は一時的に区の支援で、実際は社協の方が支援することができるつなぎ的な措置との理解でよいか。

○世田谷区社会福祉協議会事務局長 この2か月間のサービス提供は、従来の東京都社会福祉協議会の事業であるあんしん事業とは別の、区独自のつなぎの事業としてやっていくものである。

○会長 ただいまの報告事項(3)の別紙1の2ページは、別紙2の7ページにある日常生活自立支援事業の対象となる人に対して、2か月は手が差し伸べられないので、世田谷区の独自事業として、その2か月を埋める措置を講じることで、この部分についてはカバーしたいという提案のように理解したが、それでよいか。

○世田谷区社会福祉協議会事務局長 対象はこの資料にはまだ書き込めていないが、あんしん事業の利用申込みをした人が対象になる。その上で、さらに金銭管理について一定の緊急性があり希望する本人が、この2か月間の部分の事業の対象になると現段階では考えている。

○委員 4ページの金銭管理問題の対策の中で、判断能力が低下した方を対象に、ライフライン停止を回避すると書いてあるが、つい最近、こちらの地区で水道も電気も止まってしまった方がいた。そういったときは専門委員にお願いすれば、一時的に金銭の貸出しとかもしていただけると理解してよいか。

○生活福祉課長 先ほど世田谷区社会福祉協議会事務局長の話された対策案1の部分と、今質問のあった対策案2は少し質の違うもので、対策案1は契約能力が前提になる。4ペ

ージの案は、契約は能力的に厳しい方を想定しており、その方は対策案1で記載があるあんしん事業専門員ではなく、基本的には区の対応となると考えている。

○委員 4ページのは区の担当の方が一緒に対応してくださるとのことで理解した。

○生活福祉課長 補足の説明で、4ページに民法第697条から698条「事務管理」と記載している。第697条では、「義務なく他人のために事務の管理を始めた者は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理をしなければならない」とある。また、第698条緊急事務管理は、「管理者は本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるものでなければ、これによって生じた損害賠償する責任を負わない」という規定になっている。こちらに基づいて、これは区で対応すべきものと考えている。

○会長 金銭管理問題の対策案2は、あくまでも区が前面に立ってする。民法第697条、第698条を根拠に区が必要な費用を措置する。その費用は、成年後見手続が済めば後見人が本人の財産から払えるようになるので、区が一時的に立て替えた形で、本人の負担で処理をしたいという案との説明になる。この対象者は、別紙2の7ページにあるように法定後見制度を前提にしているので、認知症の症状や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でないので、成年後見の対象になるような方をイメージしている。

今のところ、前回の第7回全区版地域ケア会議で我々が議論したことに対する経過報告として、こういう方向で区あるいは世田谷区社会福祉協議会は考えているとの説明があり、さらに、第8回全区版地域ケア会議を11月の本審議会で行いたいと考えている。そういった意味では、さらに進んだ案が提示されるとの理解でよいか。

○生活福祉課長 経費の部分で、例えばもう少しこういう経費はどうなんだとかあるかと思うので、そこら辺の意見をいただければと考えている。

○委員 制度のはざまを埋める大変すばらしい取組と思いながら伺っていたが、日常生活自立支援事業の専門員、社会福祉協議会の専門員も、恐らく担当ケースの上限目いっぱい既に稼働されていると思う。それにまた暫定の手続途中の方の手伝いの支援業務が入ってくると、負担が増えてしまうかと思う。ぜひ増員なり、何らかの手当を検討いただけたらという要望である。

○会長 新しい事業を付加するのであれば、人的対応も検討願いたいということであるが、よいか。

○保健福祉政策部長 委員から指摘いただいた点はごもっともで、今、社協に委託してい



る事業はいろいろあるが、切り分けの仕方は世田谷区社会福祉協議会事務局長と相談中である。ある一定程度の金額を何らかの形で上乘せして対応してもらえればと考えているが、日本中で人手不足もあるので、やれる範囲での委託部分の増を今、区としては検討している。

○会長 今、生活福祉課長から話があったのは、意見があればこの場で言ってもらいたいということか。

○保健福祉政策部長 ここで仕組みを新しく立ち上げるが、かゆいところがかけないようなものをつくって、また何か面倒なものが増えたみたいになって、制度をつくることによってさらに隙間ができてしまうのは避けたい。当然できるものとできないものはあると思うが、できればいろいろな細かい話を皆さんから教えていただき、アンケートとかを支援者の方に出しているいろいろ調べているが、地域保健福祉審議会の委員の皆様から、こういうことが課題ではないか、こういう使い方はできないのかとの意見はぜひいただきたい。どんなことでも結構なので意見をいただければと思う。よろしく願う。

○会長 先ほどライフラインが止まってしまったケースがあるとの話があったが、金銭管理問題の対策案2でそういった方に対して対応できそうか。

○委員 この方は1週間ぐらい通帳が見当たらず、なかなか水道、電気の復旧ができなかった。対策案2があれば少し急げたかなというのがあるので、ここはとてもありがたいと思った。

○会長 次回も議論はすると思うが、委員の皆さんからもこういうケースはどうなんだとか、もう少しこうしたらいいのではないかと意見を言ってもらえれば、区も助かるのではないと思うが、いかがか。

○委員 児童のほうなので少し領域は違うが、例えば兵庫県明石市では子どもの貧困対策の一環として、離婚した相手から子どもの養育費の支払いが滞っている場合、自治体が肩代わりして、後からパートナーに養育費を請求する仕組みがある。そこでは明石市の自治体職員として弁護士が2名ぐらい雇われて、様々な法的な対応もしていたかと思う。ただ、今議論になっている短期間での緊急の対応には該当しないかもしれないが、そういった立替えの仕組みを他の分野で先進的にしている自治体があったので一言申し上げた。

○委員 特に高齢者などが多いかと思うが、このような酷暑で冷房がなければ命に関わるような時期に、例えば冷房が壊れていたときにも必要に応じて対応されるのか。

○生活福祉課長 想定していなかったので検討させていただければと思う。

○会長 その場合、本人の判断能力があるかどうかとも議論になるかもしれない。

○生活福祉課長 基本は成年後見制度を見据えた方、例えばあえて使わない方もいるかもしれないので、その辺は状況を把握した上でということになると思う。

○委員 1は日常生活自立支援事業の利用を見立てた方に対する支援で、2は成年後見を取れると見立てた人に対する事前の支援であるが、日常生活自立支援事業は都社協の契約締結審査会で最終的に決定するもの、成年後見は家裁が最終的に審判を下すものだと思う。もし、審判で認められなかったり、契約締結審査会で対象者とならなかった場合、サービスを提供した、支援したが回収できないとか、何か違うもので返してもらうのか、それはしようがなかったで終わらせるものなのか、教えていただきたい。

○生活福祉課長 まさに制度のはざまになると思うが、最初の段階では成年後見をしようと進めているかと思うので、一応そこは想定範囲内にしようかと考えているが、そこも改めてまた検討させていただければと思う。

○世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課長 日々このようなケースに対応している部署である。成年後見をつけるにも早くて一、二か月は戸籍を調査したり、家族に意思確認したりして日数がかかってしまう。保護した方を施設に入れたり、入院してもらっている間に、ようやく後見人がついても家裁に届け出る手前で、本人が亡くなったりして成年後見が見つからない場合もある。そのときは今まで使った医療費やサービス利用料の支払いができないことも現場では間々あって、そこはいつも非常に心苦しく思って謝罪しているところである。今福祉の緊急対応の要綱があり、施設入所と施設の移送費は区で対応できるが、それを出した後、区で債権管理して、亡くなられた方の財産から、あるいは家族が支払って返していただくことで取り組んでいるが、ここ10年で独り暮らしの方が増えてきたので、頼れる親族がいない方が非常に多く、金銭管理についてはできるだけ幅を広げてほしいと今現場からも所管にお願いしている。

○会長 ぜひ現場の状況に適した仕組みづくりをしていただければ、さらによくなるのではないと思う。次回まで時間があるので、区でもさらに検討していただいて、第8回全区版地域ケア会議をこの場で議論したいと思うので、どうぞよろしく願う。

○委員 1つ確認させていただきたいのであるが、90歳を超えた高齢者の夫婦と想定していたら実は同居されている内縁関係であり、御主人のほうに急に入院して支払いをしなければいけないが、奥様が「私が全部お金を出している、家の管理をしている」と言っているが、実はすごく認知症が進んでいる。そういった場合は家族はいないがどのような扱いに

なるのか。

○世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課長 非常に複雑なケースで、聞いたところでは奥様が金銭管理を手放されるかどうか非常に難しいかと思うが、入院した御主人が判断能力があるのかなのかというところもあり、成年後見ではなく任意後見とかで対応できるかどうか、その辺を家族含めて相談させていただくので、まずは保健福祉課に相談いただければ、うまく奥様を誘導しつつ金銭管理していくこともできるかと思う。また、あんしんすこやかセンターも地域にいるので、いろいろな方が支える仕組みが必要かと思うので、また相談していただきたい。

○会長 それでは、報告(3)は以上とする。

配付資料等について、事務局から何かあるか。

○保健福祉政策課長 配付資料についてである。

(資料確認、省略)

○会長 配付資料について何かあるか。

特にないようなので、以上で予定した案件は終了した。追加の意見、その他気づいた点等があれば、事務局まで提供いただきたい。

以上で議事は終わるが、皆様からそれ以外で何かあれば話を受けたと思うがよいか。

○委員 もしかしたら審議会の所管事項でもないし、福祉関係部局の所管ではないかもしれないが、個別避難計画策定の進捗状況や取組状況とかは何か分かるか。

○保健医療福祉推進課長 ただいま手元に詳しい資料を持っていないが、令和5年度に浸水の地域、多摩川浸水洪水区域外にお住まいの方にも個別計画の調査票を送付した。対象者が約8000件、計画作成に至ったのは約4000件という状況である。引き続き、計画未作成のものについては、計画作成を促すよう鋭意努力していく。

○保健福祉政策部長 補足する。区民の皆様も関心が高く、支援する側の方からも、計画をつくったが実効性があるのか、これは災害時の枠組みだけではなく、日頃より地域の中で要配慮の人がいるのが分からなければいけないのではないかと、要は地域づくりをきちんと進めていくことが大事ではないかとの意見をいただいている。私どもは個別避難計画を策定する部署ではあるが、当然、日頃からそういった細かな地域のいろいろな活動、それから障害者や高齢者、支援が必要な方がいることをまちぐるみでやっていただけるように、いろいろ展開していくことが大事だと思っている。

また、在宅避難を推奨しているが、例えば配慮の必要な方が在宅避難を取った場合、プ

ライバシーや快適性とかはあるかと思うが、地震が起きた後に、数日たって在宅は苦しいとその方々が思ったときに、その情報が取れるかどうかが新しい課題とと思っている。在宅避難を推奨している以上、個別避難計画にある項目の見直しもしていかなければいけないという課題も含めて検討し、これはずっとやっていかなければいけない課題と考えて取り組んでいる。

○委員 今回の回答の中で、実際に区が要請的に話したのかもしれないが、住民のほうでやってほしいとの話だったが、それは格好としては正しいと思う。今それができるとすれば自治会制度である。住民の中で、例えば80%とか90%の自治会加入率になっていれば情報を常に発信できる。ところが、今みたいに43%という状況の場合には、50%以上の人に自治会の会員には行っている情報が行っていない現象が実際にある。そこを区が打破していくとするならば、自治会加入率向上をもっと推進することが一つ大きいのではないか。今の若い人たちが自治会に入ってくれない理由は何かという、自治会は入ったら何してくれるの？とよく言われる。今43%の人たちだけに自治会活動をやっている自治会というのはまずない。例えば防災対策とか、地域のたたずまいの対策とかは会員だけにやっても意味がないから全体にやっている。そこも区は理解していただいて、加入率の向上を解決すると、今言った個別の問題だけではなく、いろいろな面で情報伝達がスムーズにいくのではないか。

例えば、阪神・淡路大震災で亡くなった方の90%が14分以内に亡くなっているが、大震災が起こっても要支援者のリストを見て14分以内に助けに行くことは実際にはできない。やはり自治会の班の制度があると、昨日けがして要支援者になった人も把握できている。ということも含めて、自治会の加入率を上げると今のような問題も随分緩和されるのではないかと思った。

○保健福祉政策部長 御指摘の点を踏まえて、今は孤独、孤立の話もあるので、区としては粘り強くやっていきたい。

○会長 それでは、事務局からは何かあるか。

○保健福祉政策課長 次回審議会は令和6年11月14日木曜日18時半からの開催を予定している。開催通知はまた改めて送付する。

審議会委員の任期についてお知らせする。本年9月30日で今期の審議会委員の任期が終了する。次回審議会は11月を予定しているので、今期の委員による審議会は本日が最後となる。公募委員の2名の委員は2年間の任期であるので、本日が最後となる。また、加藤

委員は10年間任期を務めていただいたので、同様に本日が最後になる。各委員には感謝する。

なお、新任期の10月以降については、改めてそれぞれの委員に依頼、相談させていただきたい。また、次期の公募委員については、現在、7月15日の「区のおしらせ」やホームページ等に載せて8月14日まで公募を行っている。

事務局からは以上である。

○会長 それでは、今話のあった3人の委員から一言挨拶願いたい。

○委員 高齢者へ向けた運動事業とかをされており、今までいろいろデータを見させてもらい、こちらで活用していただきながら、今後の事業にいろいろと展開していけたらいいと思っている。本当に感謝する。

○委員 区民として生活する中で見えてくる景色と、この審議会に参加させていただく中で、今日あったような高齢者の方の金銭管理とか、避難の問題とか、本当に学ぶことが多かった。これからの生活の中でもそういった視点を生かしながら日々取り組んでいきたいと思う。本当に感謝する。

○加藤委員 10年間もやっていたのかと少し驚いたが、印象に残った点は2点ほどある。

1つは、コロナという非常事態の中で、その場その場で判断しなければいけないということで、例えば感染防止と孤立防止をどう実現していくのか、矛盾するようなことを何らかの根拠を示しながら判断していくという、すごく大変な作業の一端に関わらせていただけたことが一つ。

もう一つは、会長を軸にした総合計画の策定に関わらせていただいた。本当に誰一人取り残さない包括ケアシステムをつくり上げるとのことで、本日議論した金銭管理の考え方も、それを具体化していこうとするものだと思った。世田谷区には、今後ほかの分野で一部関わりが続いていくので、ここでの経験をまたどこかで役立たせることができればと思っている。本当に感謝する。

○会長 改めて御礼を申し上げます。

それでは以上をもって本日の審議会を閉会する。

午後8時14分閉会